

中山間地域等直接支払交付金に係る山口県知事特認基準

1 特認地域

(1) 8 法地域外特認地域

- ① 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（令和5年3月2日付け4統計第1183号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。）で、かつ、次の要件をいずれも満たす旧市町村（昭和25年2月1日現在の市町村をいう。）範囲の地域
 - ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上
 - イ 平成27年から令和2年の人口減少率が3.5%以上で、かつ、人口密度が150人/km²満
- ② 8 法地域に隣接する集落のうち、高齢化率が30%以上又は集落内の農家比率85%以上の集落の範囲
- ③ 農林統計上の中山間地域にある旧市町村及び8 法地域に隣接する集落で、令和2～令和6年度に指定された地域及び集落において、引き続き①及び②と同程度の自然的・経済的・社会的条件の不利性があると認められる範囲

(2) 8 法地域内特認地域

- 8 法地域で、かつ、次の要件をいずれも満たす集落又は旧市町村の範囲の地域
 - ア 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域であって、かつ架橋されていないこと
 - イ 耕作放棄率（全国平均）と比して、対象地域の耕作放棄率が高いこと
 - ウ 当該地域の生産費等と全国平均の生産費等との差額に0.8を乗じた数値（コスト差）が緩傾斜の単価を上回ること（当該地域において慣行栽培が行われている代表的な作物につき地目ごとに算定する。）

2 対象農地

(1) 8 法地域外特認対象農地

8 法地域外特認対象地域の農用地区域内に存在する1ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が田で1/100以上、畑、草地で8度以上である農用地及び小区画・不整形の田

(2) 8 法地域内特認対象農地

8 法地域内特認対象地域の農用地区域内に存在する1ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が1/100未満の田及び8度未満の畑

8 法内地域における特認地域の補足事項

I 特認基準

8 法内地域（実施要領第4の1）における、傾斜地と同等の農業生産条件の不利な農用地に係る特認基準について、次のとおり定める。

1 地形等要件

離島であること
離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域であって、かつ架橋されていないこと

2 耕作放棄率要件

耕作放棄率（全国平均）と比して、対象地域の耕作放棄率が高いこと

3 農業生産条件の不利性（コスト格差）の要件

（当該地域の生産費等－基準生産費等）×0.8＞緩傾斜の単価

※1 当該地域において慣行栽培が行われている代表的な作物につき地目ごとに算出する。

※2 当該地域の生産費等は都道府県又は市町が調査した当該農用地の生産費を原則とする。ただし、当該地域の生産費等の調査が困難な場合には、便宜的に基準生産費等を用いて算出する。

当該地域の生産費等＝（基準生産費等＋掛かり増し経費）×
収量補正＋運送コスト

※3 基準生産費については、全国平均の生産費等を用いることを原則とする。

※4 掛かり増し経費については、当該地域における物財費が割高な場合に当該地域の実勢価格へ換算する。

※5 収量補正については、収量の劣る地域の生産費等について、全国生産費等と同じ収量を得るために必要となる生産費等へ補正する。

※6 運送コストについては、生産費等に含まれない物流経費について、作物の出荷先が遠いなどの理由により相当のコストを生産者が負担している場合には、当該運送コストを生産費等に加算する。

II 交付単価

上記Iの3の式により算出した農業生産条件の不利性（コスト格差）が急傾斜単価を上回ったとしても、現に、緩傾斜単価で交付を受けている地域との均衡に配慮し、緩傾斜単価を適用する。